

# 福井工業大学後援会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、学校法人金井学園福井工業大学後援会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を学校法人金井学園福井工業大学庶務課に置く。

(目的)

第3条 本会は、学校法人金井学園福井工業大学（以下「大学」という）の方針により本学の発展に寄与するとともに、大学と学生及び家庭との連携を密にし教育事業を援助することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 大学の運営に寄与する事項
- (2) 学生の福利厚生増進に寄与する事項
- (3) 会員相互の連絡親睦を図る事項
- (4) その他、後援会目的に必要な事項

2 本会は、前項の各号に関する事業の一部を当該後援会以外の者に委託して実施することができる。

3 事業費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

## 第2章 会員等

(後援会の会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 学校法人金井学園福井工業大学に在学する学生の親又は親族を正会員とする
- (2) 本会の趣旨に賛同する者を賛助会員とする

(届出及び会費)

第6条 正会員は、子弟の入学を以って会員となり、届出等は不要とする。また、事業活動の経費として、年会費7,500円を学費その他の納付金とともに納入するものとする

2 賛助会員は、役員会において必要に応じて選考し、会長がこれを任命する。

## 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 若干名
  - (4) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から、役員会で選考し、総会において承認する。
  - 3 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が、学識経験者又は在学生の親若しくは親族が公職等にある者に委嘱する。
  - 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

#### (役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 本会の業務執行及び会計の状況を監査する
  - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告する
- 4 理事は、会長の命を受け会務を処理する。

#### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

#### (仕事満了又は辞任の場合)

- 第10条 役員は、その仕事満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、その職務を行うものとする。
- 2 学生の退学等により退任する場合は、申し出のあった日をもって退任とする。

#### (役員会)

第11条 役員会は、第7条の役員をもって組織する。

- 2 役員会は、必要の都度会長が招集し、議長となる。
- 3 役員会は、役員の出席をもって成立するものとし、議決は出席役員の過半数の同意によって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第12条 役員会は、次の事項について審議する。

- (1) 会長、副会長及び監事の選出
- (2) 予算及び事業計画、決算及び事業報告
- (3) 総会に関する事項
- (4) 賛助会員の推薦
- (5) 本規約の改廃に関する事項
- (6) その他本会運営上必要な事項

## 第4章 会議

(総会)

第13条 本会の総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 通常総会は、毎年1回開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。

第14条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を会員に通知しなければならない。

第15条 総会は、会員総数の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって成立する。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること
- (3) 本会規約の制定及び改廃に関すること
- (4) その他本会の運営に関する重要な事項

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、委任状をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の委任状は、書面を本会に提出しなければならない。

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第17条第1項により当該総会に出席したと見なされた者の数
  - (3) 議案
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した学校法人金井学園福井工業大学教職員のうちからその総会において選任された議事録署名人1名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第5章 事務局等

(事務局)

第19条 総会の決定に基づき後援会の業務を執行補佐するため、事務局を置く。

- 1 本会の庶務は、学校法人金井学園福井工業大学事務局長が総括する。

(業務の執行)

第20条 本会の業務の執行にあたっては、この規約に定めるもののほか、別に定める下記の規則によるものとする。

- (1) 福井工業大学後援会 学生活動補助規則
- (2) 福井工業大学後援会 慶弔規則
- (3) 福井工業大学後援会 海外語学研修及び語学検定補助規則
- (4) 福井工業大学後援会 インフルエンザ学内団体接種補助規則
- (5) 福井工業大学後援会 役員旅費規則

## 第6章 会計

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査等)

第22条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支計算書
- 2 監事は、前項の書類を受領した時は、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
  - 3 会長は、第22条第1項の各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

## 第7章 後援会規約の改廃

(規約の改廃)

第23条 この規約の改廃については、役員会で審議し、総会の承認を得て会長が行う。

## 第8章 雑則

(雑則)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項が発生した場合は、役員会にて協議することとする。

附 則

この規約は、昭和43年5月16日から施行する。

平成 7年5月22日改正

平成14年5月11日改正

平成18年5月20日改正

平成30年5月26日改正